

子どもの貧困と教育問題

園山 大祐(大分大学)

はじめに

近年、国内外において格差・不平等問題ならびに貧困研究が注目されつつある。こうした研究は、イギリスやアメリカでは盛んであったが、フランスにおいてはあまり注目されてこなかった¹。しかし、EU、OECDによる経済社会調査を始め、UNICEFのInnocenti研究所²によって進められた子どもの貧困研究がフランスにおいても話題となり、後述するCERCの研究班によって2004年によくフランスの実態が明らかにされる³。我が国でも、大竹文雄『日本の不平等』や、橘木俊詔『格差社会』、橘木俊詔、浦川邦夫の『日本の貧困研究』など経済学者の研究や、山田昌弘『新平等社会』、吉川徹『学歴と格差・不平等』、白波瀬佐和子編『変化する社会の不平等』など社会学研究の成果がみられ始めている。そのようななか、庄司・杉村・藤村編(1997)の『貧困・不平等と社会福祉』という福祉の観点から論じた研究は、先進的である。本書では、庄司による「ひとり親家族」との関係で論じられた研究や、青木による貧困の再生産について教育の問題に言及している研究は興味深く、フランスの貧困な子どもの実態に類似した問題を提起している。また、欧米同様に、貧困から社会的排除⁴というより深刻な問題について都市社会学と社会福祉学研究者による学際的な研究である岩田・西澤(2005)『貧困と社会的排除』などは注目に値する。

しかし、フランス同様に子どもの貧困に関する研究は、限られている⁵。今日、貧困の問題は、一部の経済的に貧しい人々のみの問題ではない。より社会包括的な考えの下、雇用上の不安定および、居住問題、地域のゲットー問題と絡めて、社会不安を巻き起こしている。こうした、社会病理とも言える問題は、教育病理とも無縁ではない。なぜなら、後にみるフランスの研究結果からも解かるように、親の雇用の安定や、就業状態は、子どもの教育、生活環境に大きく影響を及ぼし、またその生活圏における社会・文化的環境も、今日のヨーロッパにおいては階層間の棲み分けが激しいだけに、特定の地域に隔離され、ゲットー化が起きているからである。こうした理由から、貧困と社会的排除は、密接に関連したこととして、貧困が、社会的不平等、不公平と関係し、連鎖の構造を持つ「貧困の世

¹ もっとも代表的な研究として、社会学者セルジュ・ポーガムの一連の貧困研究がある。Serge Paugam(1991)*La disqualification sociale*, puf. S.Paugam(1993)*La société française et ses pauvres*, puf. S.Paugam(2005)*Les formes élémentaires de la pauvreté*, puf

² Innocenti Research Centre(2000)*A league table of child poverty in rich nations*, Innocenti report card, issue, no1, Unicef

³ EUの研究については、アジット・S・バラ、フレデリック・ラペール著『グローバル化と社会的排除』昭和堂、あるいは小玉・中村・都留・平川編『欧米のホームレス問題』法律文化社が参考になる。OECDについては、『図表でみる世界の社会問題』明石書店がある。

⁴ この社会的排除の *exclusion* という言葉は、1974年にフランスの元社会事業担当大臣 R.ルノワールが記した *Les exclus, un Français sur dix* (『10人に1人のフランス人は排除された人』) によって広く認知された(Crozet:2005,201)。

⁵ 松本伊智郎(2007)「子ども：子どもの貧困と社会的公正」『現代の貧困と不平等』明石書店、pp.45-66。小西祐馬(2003)「貧困と子ども」『現代日本の「見えない」貧困』明石書店。

代的再生産」として近年注目されてきた。そのため、フランス国内の優先的な政治課題であると同時に、EU レベルにおいてもニース条約以来、「社会的排除との闘い」の政策は重要課題と認識されている。そこで、フランスでも初めてと言って良い子どもを対象とした貧困研究について、雇用・社会的結束・住宅省の研究グループとして立ち上げられた「雇用・収入・社会的結束委員会」(CERC=Conseil Emploi Revenus Cohésion sociale) の 2004 年の報告書『フランスにおける貧困な子どもたち』を基にまとめる。

本報告書は、次のような構成となっている。

- ①貧困な子どもとは
- ②貧困家庭とは
- ③貧困、家族構成、資本の移転
- ④貧困な子どもの生活実態
- ⑤貧困な子どもと学業、進路
- ⑥金銭的貧困：ヨーロッパ諸国との比較

以下では、特に、第 5 章の教育問題について取り上げる。

1. 貧困の実態

ここで述べる貧困な子どもとは、貧困な家庭に育つ子どものことであり、金銭的な貧困あるいは、生活条件の悪さによる。つまり、金銭的というのは、世帯主ないし、共働きの場合は合計の収入を家族構成員で割ったときの、子ども一人当たりの金額が、フランスの平均月収の半分以下に該当する子どもを指す(所得分布の中央値の 50%を貧困線として使用)。こうした「相対的貧困」の考え方が、今日のヨーロッパでは主流となっている。橘木・浦川(2006:38-9)によれば、貧困の定義を、「貧困とは社会的に決まるものであって、絶対的な最低水準の生活で決まるものではない」とするイギリスの貧困研究の第一人者である P.タウンゼンドの研究に由来している⁶。「すなわち、個人の人が与えられた条件の下で、社会に参加するにふさわしい生活水準の保証を貧困線とし」ている。こうしたことから、OECD では、中位家計所得の 50% (EU では 60%) 以下の所得稼得者を貧困とみなす考え方が使われている。フランスでも、こうした考えに即している。以下、本稿では、貧困の実態について、家族構成、住宅・生活事情を概観した上で、教育の結果に注目しながら、貧困家庭層における相対的貧困の剥奪の程度について考察する。

まず始めに、フランスの所得分布の中央値である 50%以下の収入についてみてみよう。1999 年の数値でみると月収が 557 ユーロ以下の人々となり、約 370 万人(全人口の 6.5%)のフランス人(18 歳未満の人口約 100 万人の子ども、7.8%)に相当する。この月収が 450 から 557 ユーロ以下の層に約 70 万人の子どもが当てはまる⁷。逆に言えば、最貧困層とされる子どもは、約 30 万人(2.2%)で、450 ユーロ以下の生活を余儀なくされている。ちなみに、OECD の調査によれば、2000 年の数値で日本は全人口の 15.3%、子ども人口の 14.3%が貧困線以下の所得水準で生活していることになっている(松本:2007,49)。

⁶ P.タウンゼンド(1974=1977)「相対的収奪としての貧困」『イギリスにおける貧困の論理』光生館、19-54 頁

⁷ 1 ユーロ 140 円で計算した場合、560 ユーロは 78,400 円相当となる。なお、ヨーロッパの基準(Eurostat)では、平均収入の 60%未満、670 ユーロを最低基準としているため 200 万人(15.7%)の子どもが該当すると見積もっている。

次の表1では、貧困家庭の収入状況をひとり親と両親を持つ親とで比較したものである。ひとり親の家族構成は、珍しいものではなくなったが、かれらの経済状況が決して楽ではないことは、この数値からも裏付けられている。報告書では、北欧諸国と比べてフランスでは、一般に女性の子育て中の支援および社会復帰への仕組みが整えられていないことが問題提起されている。特に、こうしたひとり親家庭への支援策が不十分とされ、貧困層に特徴的としている。

表1. 貧困家庭の収入状況 (€)

ひとり親家族で子ども1人 (14歳以下)	724
ひとり親家族で子ども1人 (15歳以上)	835
両親を持つ子ども1人 (14歳以下)	1002
両親を持つ子ども1人 (15歳以上)	1114
両親を持つ子ども2人 (14歳以下)	1170
両親を持つ子ども4人 (3人は14歳以下で、1人は15歳以上)	1615

注) 税金を差し引いた後の金額で、住宅手当は含まれている。

出典) CERC(2004)p.40

表2においては、子どもの年齢構成と貧困家庭に属する比率を示している。最初の0から2歳児の子どもを持つ家庭は10%いるが、そのうちの6.2%が貧困家庭に相当する。年齢が上がるに連れて、貧困家庭に属する比率も上がっている。

表2. 子どもの年齢構成と貧困率

	年齢構成の比率	貧困家庭に属する比率
0から2歳	10	6.2
3から5歳	14	6.4
6から10歳	28	7.7
11から15歳	32	8.2
16から17歳	16	10.5

出典) CERC(2004)p.41

表3. 家族構成比

	構成比	貧困家庭に属する比率
ひとり親子ども1人	5	10.2
2人以上	18	16.8
両親 子ども1人	10	4.8
2人	24	5.0
3人	17	5.8
4人以上	26	17.3

出典) CERC(2004)p.43

表3からは、家族構成のなかでも、ひとり親が、全体の23%であるのに対し、貧困家庭属するひとり親家庭は、27%と増えている。また、両親を持つ場合も、子どもの数が4人

以上と多くなると、貧困度が3人のときの3倍近くになる。

では、そうしたひとり親家庭の雇用状況についてはどうなっているか表4でみてみよう。失業者が貧困家庭は、非貧困家庭の3倍近いことや、正規雇用者が13%と極端に減少することが解る。職業階層についても、従業員と労働者が83%を占めている。学歴上も無資格者が半数以上と多い。また、国籍についても、非EU圏出身が貧困家庭で12.8%と多くなっている。

表4. ひとり親家庭の雇用状況

	全体	非貧困	貧困
就業中	83.8	86.3	67.4
失業中	14.5	11.6	32.4
正規雇用	51.6	57.7	13.0
非正規雇用	17.7	17.0	22.0
職業階層（従業員、労働者）	67.2	65.3	83.0
学歴（無資格）	32.1	28.2	57.3
EU圏出身	94.2	95.3	87.2
非EU圏出身	5.8	4.7	12.8

出典) CERC(2004)p.45

表5では、4人以上の子どもを持つ親の就労状況と学歴、国籍について貧困家庭とそうでない家庭を比較したものである。ここでも、貧困家庭における就労状況の悪さが顕著である。両親共に失業中の貧困家庭は47.8%と非常に高く、学歴も低く、非EU圏出身者が多いことが解る。

表5. 両親を持つ4人以上の子どもを持つ家族

	全体	非貧困	貧困
両親、共働き	26.5	30.9	3.9
両親、片方のみ	60.1	62.3	48.3
両親、共に失業	13.4	6.8	47.8
職業階層（従業員、労働者）	67.2	65.3	83.0
学歴（無資格）	43.0	38.0	69.1
EU圏出身	78.0	82.0	57.0
非EU圏出身	22.0	18.0	43.0

出典) CERC(2004)p.46

ここで、表6に世帯主の国籍別に貧困状況を示した。非EU圏とは、その多くがアフリカの旧植民地からの外国人労働者であるが、特に、ここでは、EU圏に生まれるか否か、つまりヨーロッパ系かどうか、あるいは移民の第1世代か第2世代以降（この場合出生による帰化が認められる）かということも含めて検討してみたい。全体的に、右の列に移るに従って貧困の比率が上昇する傾向にある。特に一番右の列の非EU圏出身者（全体の25%）については、全体平均の2倍から4倍に推移することが解る。なかでも、最終資格については、バカロレア以上を持つ世帯主の貧困率が5分の1以上と高くなっている。こ

うした学歴を持つ非 EU 圏の出身者に対する差別（おそらく雇用差別）が歴然として数値に表れている。

表 6. 世帯主の国籍による貧困率

		全体	EU 圏出身者		非 EU 圏出身者
			EU 圏生まれ	非 EU 圏生まれ	
全体		7.8	5.9	11.3	25.9
構成		100	66	9	25
18 歳未満の子ども数	1 人	6.8	5.6	11.0	25.8
	2 人	6.4	5.2	9.2	25.4
	3 人	7.8	5.9	10.8	21.3
	4 人以上	17.1	11.9	19.2	31.2
ひとり親、就業		7.2	6.3	7.0	23.4
ひとり親、失業		27.8	25.8	35.6	36.5
両親、共働き		1.9	1.7	3.0	7.8
両親、片方		8.3	6.4	10.4	20.3
両親、失業		44.1	40.0	49.6	50.2
無資格		16.7	13.4	18.5	28.6
BEPC,CAP,BEP		5.4	4.8	11.8	17.6
バカロレア以上		3.1	2.0	6.2	20.9

注) BEPC=中学校修了証、CAP=職業適任証、BEP=職業教育修了証
出典) CERC(2004)p.47

表 7. 生活・住宅環境

項目		全体	(A)
住宅	次のうち、2つ以上該当：浴室、シャワー室がない、お湯が出ない、洗面所がない、暖房システムがない、湿気が多い	3	5
	過密な住居人員	16	41
環境	カラーテレビがない	4	4
	次のうち、不足しているものが1つ以上ある：冷蔵庫、洗濯機、皿洗い機、乾燥機、電子レンジ、ビデオデッキ、ハイファイ装置	1	2
	自動車を所有していない	9	29
消費費	収入不足のため、次のうち2つ以上の節約を強いられている：室内温度の維持、新しい服を買うこと、2足以上の靴を所持する、肉ないし同等のものを2日に1度口にする	7	18
	友人あるいは親を招くことができない	9	27
	プレゼントを贈ることができない	11	32
	旅行に出かけることができない	33	73
預金では日常の出費をカバーしきれない		24	52

収	次のうち、2つ以上の困難を抱えている：支払いの滞納、 当座貸越、収入の4分の1を越えた返済	2	5
支	貯金できない	21	59

注) (A) = 平均収入の10分の1の層

出典) CERC(2004)p.80

次に、生活・住宅状況についてみてみたい。絶対的な貧困と言われる収入の少ない人を一番右の列(A)に示している。ここで重要なことは、貧困とは、必ずしも経済的な理由だけではないことである。そのため、ここでは生活状況に注目してみた。まず、収入の低さと連動しているのは、住宅事情では、過密な暮らしぶりである(41%)。消費についてもその傾向が現れた結果である。特に旅行などは、贅沢と考えられている。ただ、住宅や環境の設備面など、ほとんど変わらない項目もみられる。

以上から、貧困家庭の実態は、ひとり親で、子どもが多く、失業中で、非正規雇用で、従業員ないし労働者で、非EU圏出身者で、住宅環境も過密な状態であるという特徴が際だって顕在化している。

2. 貧困な子どもと教育

ここでは、貧困層の子どもの教育の実態について明らかにしていきたい。

最初に、職業階層(職業カテゴリー)毎の学力について述べたい。職業階層が下に行くに連れて点数も下がる。また、小学校3年のCE2から中学校第1学年の第6級の3年間で管理職、自営業の数学を除いて、すべての階層で下がっている。

表8. CE2と第6級入学者の社会階層と学力テストの結果(100点満点)

	CE2		第6級	
	仏語	数学	仏語	数学
上級管理職、自営業	79.8	73.8	78.0	74.9
中間業者	77.4	71.7	73.4	70.5
事務職員	73.0	69.5	69.5	64.9
職人、商人	74.3	68.5	67.9	66.5
農業者	73.2	69.0	68.7	64.5
労働者	67.5	63.4	63.0	59.1
働いていない人	60.3	54.4	59.2	53.7
平均	72.0	67.1	68.5	64.6

出典) CERC(2004)p.95

次に、フランスの学校では留年制度があるので、それを基に学習の遅れについてみていきたい。中学校への入学が遅れている比率は、貧困家庭が倍近いこと、特に、最貧困層と最富裕層の下位20%と上位20%の差は、歴然としている。この点は、労働者と管理職という職業階層においても同様な結果となっている。

表9. 第6級における留年

	留年率	Odd-ratio
貧困	44.5	2.5
非貧困	23.4	1
最貧困層(20%)	41	5.1
最富裕層(20%)	12	1
労働者	31	4.2
管理職	9.6	1

出典) CERC(2004)p.96

表9の結果は、中学校最終学年の第3級においても、当てはまる結果となっている。表10では、より詳細なデータで証明されている。留年の年数（1年か、それ以上か）、貧困層の十分位層の第1、第5と第10の比較、また国籍毎の比較も明らかにされている。その結果、最貧困層(56.1)、労働者(45.6)、EU 外国籍(54.4)と全体平均においても際だって貧困者が多いことがみてとれる。

表10. 第3級進学者における留年

		留年			Odd-ratio		
		全体	1年	2年以上	全体	1年	2年以上
貧困		55.9	42.1	13.8	2.5	1.7	3.4
非貧困		34	29.5	4.5	1.0	1.0	1.0
最貧困層(10%)*		56.1	42.3	13.8	7.5	5.1	7.8
(50-59%)		36.5	31.5	5	3.4	3.2	2.6
最富裕層(10%)*		14.5	12.5	2	1.0	1.0	1.0
労働者		45.6	38.8	6.8	5.4	4.8	4.0
事務職員		40.4	34.4	6	4.3	4.0	3.5
職人,商人,工場長		32.4	27.8	4.6	3.1	2.9	2.6
農業者		30.3	26.9	3.4	2.8	2.8	1.9
中間業者		28.1	24.1	4	2.5	2.4	2.3
管理職		13.5	11.7	1.8	1.0	1.0	1.0
EU内 国籍	EU内出生	34.9	29.9	5	1.0	1.0	1.0
	EU外出生	34.4	30.5	3.9	1.0	1.0	0.8
EU 外国籍		54.4	42.0	12.4	2.2	1.7	2.7

注) *印の最貧困層とは、収入の下位10%を示し、最富裕層とは、上位10%を示す。なおその第5・十分位層を50-59%と表した。

出典) CERC(2004)p.97

表11では、第3級進学者と親の学歴をクロスしたものである。先述したように親の学歴が低いほど留年するリスクが高まる。特に、父親より母親の学歴により強い相関がみられる。逆に両親の学歴が高等教育段階以上になると関係がない。こうした親の影響の強さは、家庭での学習支援の時間にもみられ、より親の学歴が高く、収入が多い家庭の方が子

どもの学習を支援していることが解っている(CERC:102-3)。

表 11. 第3級進学者の留年と親の学歴

		留年			Odd-ratio		
		全体	1年	2年以上	全体	1年	2年以上
父 親 の 学 歴	無資格、小学校	54.0	43.5	10.5	7.1	5.6	5.8
	CAP,BEP,BEPC	36.5	31.0	5.6	3.5	3.2	2.9
	バカロレア	22.4	19.3	3.1	1.8	1.7	1.6
	バカロレア+2	14.1	12.1	2.0	1.0	1.0	1.0
母 親 の 学 歴	無資格、小学校	55.9	43.9	12.0	8.6	6.1	9.2
	CAP,BEP,BEPC	36.9	31.5	5.4	4.0	3.6	3.9
	バカロレア	21.8	20.0	1.8	1.9	1.9	1.3
	バカロレア+2	12.9	11.4	1.5	1.0	1.0	1.0

出典) CERC(2004)p.102

以上の点をまとめると、貧困な子どもの学業達成は、学年の進行とともに、深刻化して
いて、留年の年数も多くなっていること、また無資格で離学していくか、低い資格を取得
して卒業していることが解る。

表 12. 貧困な子どもの学業達成

	貧困	非貧困
11歳(第6級)の留年率	44	23
15歳(第3級)の留年率(1年)	56	36
〃 (2年)	41	32
〃 (2年以上)	15	4
17歳の不就学率(無資格)	12	3
〃 (BEPC,CAP,BEP)	5	1.5
17歳の就学率(CAP,BEP,職業訓練学科における留年)	41	30
〃 (バカロレアコースにおける留年)	17	24
〃 (中学校あるいは特殊教育学科)	6	2.5
〃 (最終学年あるいは高等教育機関に進学)	18	38

出典) CERC(2004)p.106

おわりに

以上の統計から、次のよう事実が判明する。17歳で無資格のものは、おおよそ同年齢層
の4%を占め、うち30%が10分の1の収入層に属することになる。逆に言うと、最貧困
層にあたる10分の1の生活収入のレベルの人は、17歳で無資格となる可能性が3倍高ま
ることになる。また、17歳の無資格者の半数は、貧困層といわれる収入層の下位20%に

位置する。

また、貧困家族の多くが、移民の家庭である。これらの家族のフランス社会への統合が難しいことを表している。就職、住宅などにおける差別を軽減することが優先課題である。こうした差別は親（大人）の生活状況を不安定化し、その差別をみて育つ子どもは、社会に失望し、学業不振、不登校へと悪循環な連鎖を起こす。そのためにも、差別の連鎖を断ち切る必要がある。

子どもの貧困との闘いは、社会正義という観点からも重要で、社会的結束(cohésion sociale)の進展のためにも大きな課題である。貧困家族に生まれることが、社会から排除される危険や、経済的に貧困な大人になる可能性を拡大する。ゆえに、学業不振への闘いは最重要課題と考える。

さらに、報告書では、ユニセフの報告書（Innocenti:2000）に言及した上で、フランスの今後の重要な政策課題として、北欧に倣ってより税制の見直しおよび社会保障制度を充実すべきとし、特にひとり親（母子世帯）世帯に対する対策が喫緊と述べている。そして、こうした子どもの生活、将来を脅かす貧困の最たる原因が失業にあるとすれば、子どもが貧困な状態にあるとされる家庭の多くは、その保護者が、保育と職業のバランスが保証できないことにある。低年齢の子どもの子育てを支援する職の在り方が問われている。

青木紀（2003、2007）の提案するように、「見えない」あるいは「見ようとならない」貧困について明らかにしていく必要がある。こうした貧困が世代的に再生産され、固定的なものとなり、社会的にも排除されるか、周縁化されることは、避けなければならない。フランスにおいても、資格社会の浸透は、すさまじく、急速であり、近年のヨーロッパ市場においては競争も激しくなっている。こうした流れから、一度はずれた人が、社会復帰できる仕組みが必要である。

【参考文献】

青木紀・杉村宏(2007)『現代の貧困と不平等』明石書店

青木紀(2003)『現代日本の「見えない」貧困』明石書店

Actes du Colloque: Les enfants pauvres en France 21 mars 2003

Actes du Colloque: Le devenir des enfants de familles defavorisees en France 1 avril 2004

アジット・S・バラ、フレデリック・ラペール(2005)『グローバル化と社会的排除』昭和堂

CERC(2004)*Les enfants pauvres en France*, rapport no.4, La documentation française

Crozet Y. et al.(2005)*Les grandes questions de la société française*, A.Colin

Herpin N.,Olier L.(1996)Pauvreté des familles, pauvreté des enfants, *Insée Première*, no.499

樋口明彦(2004)「現代社会における社会的排除のメカニズム」『社会学評論』第55巻第1号(217),pp.2-18

Innocenti Research Centre(2000)*Tableau de classement de la pauvreté des enfants parmi les nations riches*, Bilan Innocenti numéro 1.

Innocenti Research Centre(2005)*La pauvreté des enfants dans les pays riches 2005*, Bilan Innocenti numéro 6.

Innocenti Research Centre(2007)*La pauvreté des enfants en perspective: Vue d'ensemble du bien-être des enfants dans les pays riches* Bilan Innocenti numéro 7.
INSEE(2005)*France, portrait social 2005-2006*, INSEE
INSEE(2002)*Données sociaux 2002-2003*, INSEE
岩田正美・西澤晃彦編(2005)『貧困と社会的排除』ミネルヴァ書房
吉川徹(2006)『学歴と格差・不平等』東京大学出版会
小玉・中村・都留・平川編(2003)『欧米のホームレス問題 (上)』法律文化社
Maurin L.,Savidan P.(2006)*L'état des inégalités en France*, Belin
日本社会教育学会編(2006)『社会的排除と社会教育』日本の社会教育第50集、東洋館出版社
OECD『図表でみる世界の社会問題』明石書店
大竹文雄(2005)『日本の不平等』日本経済新聞社
白波瀬佐和子編(2006)『変化する社会の不平等』東京大学出版会
庄司・杉村・藤村編(1997)の『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣
橘木俊詔(2006)『格差社会』岩波新書
橘木俊詔、浦川邦夫(2006)『日本の貧困研究』東京大学出版会
山田昌弘(2006)『新平等社会』文藝春秋